

入札説明書

愛媛地方税滞納整理機構が発注する「令和7年度オンライン研修における管理運営業務に関する契約」の入札等については、公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年2月28日（金）

2 担当課 郵便番号及び住所 790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話089-913-5886

3 契約概要

(1) 契約件名

令和7年度オンライン研修における管理運営業務

(2) 業務の内容

オンライン研修の実施にあたってホストとして必要な管理・運営等を行う。

(3) 業務の仕様

別紙、「オンライン研修における管理運営業務に係る仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

4 入札参加資格者名簿への登録

(1) 入札に参加する際には、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、資格者名簿は年度更新であることに注意すること。

(2) 提出書類

① 「競争入札参加資格審査申請書」様式第34号（第53条関係）

印鑑証明書：申請書受理日前3カ月以内に発行されたもの（原本の写し）

契約者等が代理人となる場合は、委任状（様式第34号関係）も提出すること。

② 「会社概要書」（様式1）

(3) 提出期限 令和7年3月10日（月）午前12時まで

5 参加要件

資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 愛媛県内に事業所を有し、令和4年4月1日以降に、官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

6 参加要件の審査

入札参加を希望する場合には、参加要件の審査を受けること。

- (1) 提出書類
 - ① 「業務実績表」（様式2）
 - ② 「誓約書」（様式3）
- (2) 提出期限 令和7年3月10日（月）午前12時まで
- (3) 審査結果の通知 書類提出後、令和7年3月13日（木）午後5時までに郵便又は電話で通知する。

7 書類の提出先及び問合せ先

郵便番号及び住所 790-0001 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館4階
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593

8 書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

9 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と認められるとき。
- (3) 愛媛地方税滞納整理機構発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき
- (4) 自己又は自社の役員が、5の(5)の①から⑦までのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は5の(5)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

10 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 令和7年3月14日(金) 午前10時00分
- イ 場 所 松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館
愛媛地方税滞納整理機構 入札会場

(2) 入札書の提出方法

入札者の直接持参による入札とする。

(3) 入札方法等

- ① 入札は、「入札書」(様式4)により、本人又はその代理人が持参することにより行う。
ただし、代理人が入札する場合は、事前に「委任状」(様式5)を提出すること。
- ② 入札金額は、総価を見積もるものとする。
入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積る契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。
- ④ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式6)を徴する。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者
- シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(6) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

11 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他機構の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び愛媛地方税滞納整理機構会計規則の定めるところによる。